104-0061
中央区銀座5-1-5-3F

株式会社 ヤラカス館

SoooooS事業部

日本盲導犬協会ホームページアドレス
http://www.moudouken.net/
ホームページからクレジットカードで寄附することができます。

J06408

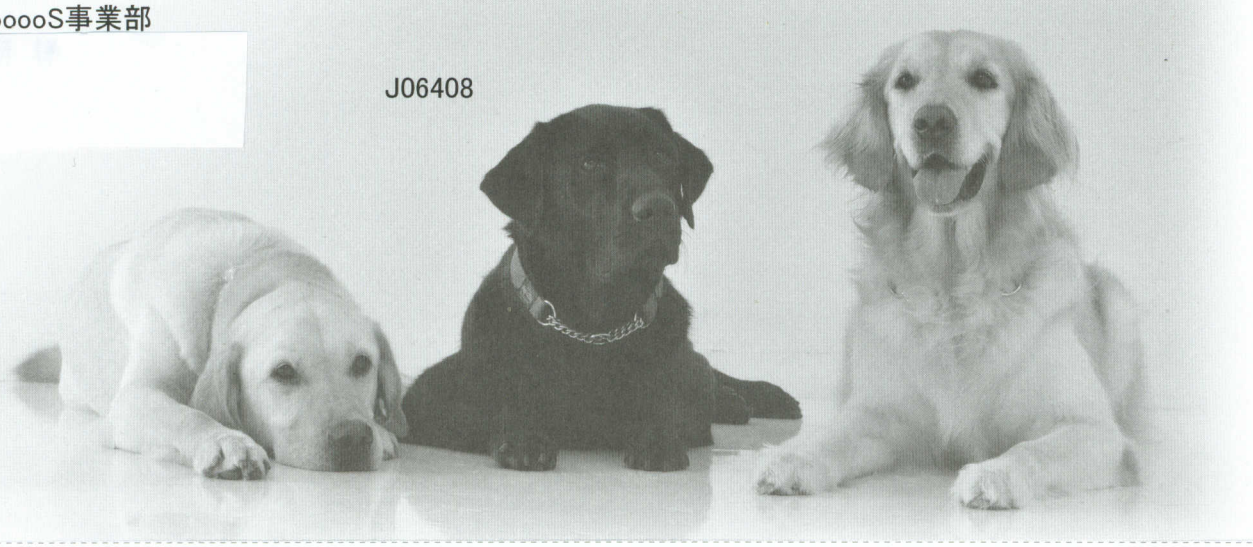

税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄附金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

1．個人の場合

〈所得税（国税）について〉

特定寄附金として寄附金控除限度額まで確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。
「所得控除」制度と「税額控除」制度のいずれか有利な方を選択適用できます。
「寄附金控除」を受けるためには、次の書類を添付のうえ、確定申告が必要です。

・「所得税控除」制度を選択適用した場合には、当協会が発行した寄附金の領収書（下部領収書）が必要。
・「税額控除」制度を選択適用した場合には、下部領収書に加え税額控除に係る証明書の写し（右証明書）が必要。

〈住民税（地方税）について〉

神奈川県、横浜市および仙台市の条例により寄附金控除指定団体に指定されています（平成24年１月１日現在）。こちらにお住まいの方は、確定申告を行うことにより、住民税の寄附金税額控除制度の適用を受けることができます。
※領収書に記載されているご住所が住民票と違う場合は、お手数ですが訂正をお願いします。

2．法人の場合

寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算金額内で、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。決算時に確定申告書に当協会が発行した領収書（下部領収書）の添付が必要となります。

写

府益担第７３８号
平成２８年７月２５日

公益財団法人日本盲導犬協会
代表者　井上　幸彦　殿

内閣総理大臣
安倍　晋三

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成２８年７月２５日　から　平成３３年７月２４日　まで

領　収　書

No. 60049

J06408

中央区銀座5-1-5-3F

株式会社 ヤラカス館　　様

★　¥ 2,809 －

2016 年 10 月 31 日

上記金額正に領収いたしました。
寄付として

取扱者印

公益財団法人につき、収入印紙は貼付いたしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です

公益財団法人
日本盲導犬協会
理事長　井　上　幸　彦
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F
TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267

寄附金は当協会が行う視覚障がい者の社会参加・自立推進支援として領収いたしました。
当協会は、所得税法施行令第217条第３号及び法人税法施行令第77条第３号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。